別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第３　受託者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供制限）

第４　受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託等の禁止）

第５　受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

（複写、複製の禁止）

第６　受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

（安全管理措置）

第７　受託者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を取扱う組織体制や規律の整備、従業員の教育や監督、機器の管理等の適切な安全管理措置を講じなければならない。

（漏えい等の発生時の対応）

第８　受託者は、この契約による業務を処理する際に、個人情報の漏えい等の事案が発生したときは、速やかに委託者へ報告するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

（提供資料等の返還等）

第９　受託者は、この契約による業務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業換完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第10　委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（定期報告）

第11　受託者は、上記各号に掲げる事項の遵守状況等について、委託業務処理要領に規定する業務処理状況報告書により報告するものとする。